

男鹿市社会福祉協議会災害ボランティア事前登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に救援活動等を希望する災害ボランティアを登録することにより、災害時におけるボランティア活動を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

(事前登録実施機関)

第2条 災害ボランティアの事前登録は、男鹿市社会福祉協議会（以下「社協」という。）において行う。

(登録条件)

第3条 男鹿市内に在住・在学・勤務または拠点を有している個人・団体で、原則高校生以上の者とし、満18歳未満の場合は保護者の承諾を得るものとする。

(登録手続き)

第4条 事前登録を希望する者は、災害ボランティア（個人用）登録申込書（別紙様式1）に、災害ボランティアとして希望する団体・事業所・グループ等は（団体用）登録申込書（別紙様式2）に必要事項を記入し、社協に提出する。

2 社協は、前項により申込書を受理した場合、災害ボランティア登録台帳に登録を行う。

(情報提供)

第5条 社協は登録者に対し、必要な情報の提供、研修会等への参加の案内を行う。

(個人情報の取り扱い)

第6条 登録者に関する個人情報は、本人の同意がある場合に限り、災害時の救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供、又は連絡調整に利用することができる。

(ボランティア保険の加入)

第7条 登録者は、災害ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険に加入するものとし、当該保険料は社協が負担する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。